

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年2月16日から同年5月8日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年5月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和42年9月30日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和45年9月13日から同年11月4日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を同年11月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和46年10月29日から同年11月26日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を同年10月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月16日から同年5月8日まで  
② 昭和42年9月30日から同年11月1日まで  
③ 昭和45年9月13日から同年11月4日まで  
④ 昭和46年10月29日から同年11月26日まで

私は、昭和 39 年 3 月から平成 21 年 5 月まで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、昭和 42 年 5 月 8 日付けで同社 C 支店から同社 D 支店に転勤した期間（申立期間①）、同年 11 月 1 日付けで同社 D 支店から同社 E 支店に転勤した期間（申立期間②）、45 年 11 月 4 日付けで同社本社から同社関連会社の F 社 G 事業所に出向した期間（申立期間③）、及び 46 年 10 月 29 日付けで出向先の同社 H 事業所から A 社本社に異動した期間（申立期間④）が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①から④までについて、被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会判断の理由

申立期間①について、B 社から提出された在職証明書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（同社 C 支店から同社 D 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「申立人は当該期間において、決算事務の手伝いのために A 社本社で勤務していたが、このような場合、厚生年金保険は所属していた事業所で加入する。」と証言していることから、昭和 42 年 5 月 8 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 42 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記の在職証明書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（同社 D 支店から同社 E 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「A 社では、厚生年金保険の適用事業所でない事業所に異動する場合、厚生年金保険は異動元で加入する。」と証言していることから、昭和 42 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店における昭和 42 年 8 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

申立期間③について、上記の在職証明書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し（同社本社から同社関連会社の F 社 G 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「A 社では、本社から厚生年

金保険の適用事業所でない子会社に異動する場合、厚生年金保険は本社で加入する。」と証言していることから、昭和45年11月4日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立期間④について、上記の在職証明書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社の関連会社F社H事業所からA社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、「A社では、関連会社出向後に親会社の事業所に復帰する場合、異動期間に係る人件費、社会保険料の負担は異動先にあるという運用がされていた。」と証言していることから、昭和46年10月29日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、当時の社会保険事務責任者も既に退職しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和31年8月6日から平成10年3月31日までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。

厚生年金保険の記録では、昭和39年7月31日にA社C営業所で資格喪失し、同年8月1日に同社D支店で資格取得となっているが、当時は転勤もしておらず、同社C営業所に継続して勤務していたので、申立期間の記録が欠落しているのはおかしい。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和39年7月31日にA社C営業所における被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社D支店において同資格を取得しており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

しかし、B社が提出した在籍記録、E健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間及びその前後の期間において共に勤務していた

とする同僚は、昭和 39 年 8 月 1 日に A 社 C 営業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社 D 支店において同資格を取得しており、申立期間においても同社 C 営業所に係る被保険者となっている。

さらに、B 社は、「確認できる資料は無いものの、継続して勤務していたので、厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 営業所における昭和 39 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社すると同時に同社B営業所に配属となり、40年3月1日に同社本社に転勤するまで、同社B営業所に継続して勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録によると、A社において昭和36年4月1日に被保険者資格を取得し、38年5月1日に同資格を喪失したことになっており、同社B営業所が本社管轄から独立した事業所になった同年6月1日の前1か月間が被保険者期間になっていない。

A社の人事記録を提出するので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社B営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「資格喪失日の誤りであり、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B営業所は、昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業

所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年12月から4年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月16日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、3年12月から4年9月までは24万円、同年10月から5年2月までは26万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに複数名の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、「同社は、当時、厚生年金保険料の滞納があった。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年12月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所

に当初届け出た3年12月から4年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月16日までの期間については、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額が11万8,000円、6年10月1日の定時決定で11万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年8月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が13万4,000円に引き下げられているが、実際に受け取っていた給与額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、3年12月から5年2月までは32万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに複数名の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、「同社は、当時、厚生年金保険料の滞納があった。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年12月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年8月16日までの期間について、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額が13万4,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和37年4月から平成15年5月まで、A社及びその関連会社に勤務していた。しかしながら、同社B営業所から同社D出張所へ転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の社員カード及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年8月1日に、同社B営業所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料

について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年4月19日まで  
② 昭和30年10月1日から31年10月1日まで  
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当該期間の直前の標準報酬月額より低額に変更されている。当時、給与支給額が減額されることはなかった。

調査の上、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和31年8月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、1万6,000円と記録されている。

しかしながら、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の昭和31年8月の標準報酬月額は、16等級と記載されているところ、当時の標準報酬月額の上限額は、厚生年金保険が12等級（1万8,000円）、健康保険が20等級（3万6,000円）であることから、当該被保険者名簿に記載されている16等級は健康保険の等級であり、当該等級は厚生年金保険の12等級に該当し、標準報酬月額は1万8,000円に該当する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められるこ

とから、昭和 31 年 8 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 1 万 8,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 8 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社及び同社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しているほか、不自然な記録の訂正等の形跡も見当たらない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、B 社は、「申立期間①及び②に係る賃金台帳を保管していないため、申立人の給与額及び給与から控除していた厚生年金保険料額については不明。」と回答している。

加えて、申立期間①について、B 社が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人の標準報酬月額は、昭和 29 年 10 月 1 日付けの定時決定において 9 等級（1 万 2,000 円）になる旨が記載されているほか、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の 30 年 4 月 19 日付けの資格喪失時における標準報酬月額は 9 等級（1 万 2,000 円）と記載されており、いずれの標準報酬月額もオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 8 月 1 日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 8 月 1 日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年7月18日の標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を27万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成20年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月18日  
② 平成20年12月12日

申立期間①及び②について賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、所持する支給明細書における保険料控除額から、申立期間①は27万6,000円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月9日から同年2月10日まで  
私の年金記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。給与明細書等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する出勤簿及び申立人が所持する平成19年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認でき、同社が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び給与明細書において確認できる給与総支給額から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日が平成19年1月9日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和37年4月2日に入社し、41年7月8日まで継続して勤務していた。仕事内容は変わらなかったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。継続勤務していた資料として、退職金支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する退職金支給明細書及び申立人が記憶する同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が昭和38年5月31日と記載されている上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年7月14日、同年12月15日、19年7月20日、同年12月19日及び20年7月18日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を18年7月14日は3万9,000円、同年12月15日は23万6,000円、19年7月20日は24万円、同年12月19日は22万円、20年7月18日は21万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年12月12日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を23万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日  
② 平成18年12月15日  
③ 平成19年7月20日  
④ 平成19年12月19日  
⑤ 平成20年7月18日  
⑥ 平成20年12月12日

申立期間①から⑥までについて、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与に係る支給明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する支給明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿により確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万9,000円、申立期間②は23万6,000円、申立期間③は24万円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は21万円、申立期間⑥は23万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 7291 (事案 3486 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における資格喪失日は、平成7年10月3日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年10月3日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしいと申し立てたが、認められなかった。確かに継続して勤務していたので、再度、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の記憶から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年8月31日の翌日にA社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなって(以下「全喪」という。)おり、申立期間のほとんどの期間において同社は適用事業所となっていない。

また、A社の全喪日より後も同社に勤務していたとするほかの同僚2名も、申立人と同様に平成7年8月31日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間にA社に勤務していた者の妻が、申立期間については国民年金保険料を納付していることから、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間も継続して勤務していたとして、再度、審議

してほしいと再申立てを行っているところ、オンライン記録によると、A社は平成7年9月1日に全喪しており、申立人は同年8月31日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該喪失処理が行われたのは同社の全喪日より後の同年10月3日であることが確認できる上、申立人を除く6名についても同様の処理が行われており、かつ、当該喪失処理前の記録から、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理を行った日である同年10月3日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年頃から 52 年頃まで  
② 昭和 52 年頃から 54 年頃まで  
③ 昭和 54 年頃から 56 年頃まで  
④ 昭和 56 年頃から 58 年頃まで

オンライン記録によると、私が勤務したA社B店、C社（その後、D社に社名変更。）E店、F社及びG社（現在は、H社I店）に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。A社B店、C社E店及びG社では、J業務担当として、F社では、K部署で働いていた。調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B店で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は、「当時の人事管理台帳等を調べたが、申立人に係る資料は見付からず、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、C社E店で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、D社を吸収合併したL社に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について文書による照会を行ったものの、同社から回答は得られないことから、申立人のC社E店における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、同社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、F社で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、申立人のF社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社は、「社員名簿及び社会保険加入者名簿に申立人の名前は記載が無いため、申立人の在籍期間は無い。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、F社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

申立期間④について、申立人は、G社で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、H社は、「昭和54年から60年までの退職者名簿及び社会保険喪失台帳に、申立人に該当する記録が無い。また、当時、G社が加入していた厚生年金基金の加入員記録について、申立人の氏名及び生年月日による検索を行った結果においても該当者が見当たらないことから、当時、J業務を担当していた社員及び生年月日より同期と思われる社員13名に、申立人を記憶しているか問い合わせたところ、全員が申立人の氏名を記憶していなかった。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人のG社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、同社における上司、同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできないことから、申立人の申立期間④における勤

務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月10日から24年10月10日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和23年7月10日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、24年10月10日に同社と同一の事業主が経営するB社において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていないが、申立人は申立期間においてもA社に勤務していたと述べている。

しかし、同僚に照会したものの、申立人が申立期間においてもA社に勤務していたことをうかがえる供述を得ることができず、同社は既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができない。

また、オンライン記録から、A社における被保険者資格を喪失後、B社において資格を取得している複数の者についても、申立人と同様の被保険者期間の欠落があることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における被保険者資格の喪失日は、昭和23年7月10日と記載されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を確

認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社の事業主であり、社会保険等の事務処理をしていた。申立期間の標準報酬月額が、当時の届出をした標準報酬月額よりも低くなっている。平成 15 年 8 月の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書では、報酬月額を 44 万円で届け出ていることが分かるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が提出した平成 15 年 8 月の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に標準報酬月額が 44 万円と記載されていることから、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

また、オンライン記録によると、平成 15 年 8 月 1 日付けで、それまで 59 万円であった申立人の標準報酬月額を、44 万円とする随時改定が行われていることが確認できる。

しかしながら、上記の随時改定の記録は、平成 16 年 1 月 6 日に取り消され、同日において、標準報酬月額を 15 年 9 月 1 日付けで 34 万円、同年 10 月 1 日付けで 24 万円、同年 11 月 1 日付けで 20 万円とする随時改定が行われた結果、申立期間の標準報酬月額が、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月は 24 万円、同年 11 月から 16 年 8 月までは 20 万円と記録されていることが確認できる。

また、申立期間においてA社が業務委託をしていたB会計事務所が保管する申立人に係る源泉徴収簿から、申立人の報酬月額が、申立期間の3か月前から減額となっていることが確認でき、平成 16 年 1 月 6 日に行われ

た上記3回の随時改定が事実と反する処理であったとは考え難い。

さらに、申立人から提出された平成16年9月の定時決定時における健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に、申立人の従前の標準報酬月額が20万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、上記の源泉徴収簿によると、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している上、B会計事務所から提出された申立人に係る平成15年及び16年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額とC市市民税課発行の申立人に係る平成16年度及び17年度市民税・県民税申告書に記載された社会保険料控除額は一致しているところ、当該社会保険料控除額に基づき、当委員会が検証した申立期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンラインの標準報酬月額より低額又は一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月頃から 23 年 9 月 1 日まで

A事業所に昭和 20 年 4 月頃から勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、昭和 20 年 8 月 15 日に、事業所で複数の同僚と一緒にラジオで天皇陛下の言葉を聞いた。

また、提出した写真により、昭和 22 年当時に A 事業所に勤務していたことが確認できると思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、一部期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 9 月 1 日に申立人のほか 16 名が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、いずれも連絡先不明又は既に死亡しているため、同日より前の期間における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、A 事業所を継承する B 事業所は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録、給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も当時の厚生年金保険料の控除について確認

できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 50 年 8 月 15 日から 52 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 12 月 16 日から 54 年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 38 年 9 月 12 日に入社し、40 年 7 月 11 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、B社（現在は、C社）に昭和 50 年 8 月 15 日に入社し、56 年 2 月 20 日まで継続して勤務していたが、申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、全被保険者 35 名のうち、13 名が申立人と同様に昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、理由は不明であるが、同年 7 月 1 日に多くの従業員の厚生年金保険被保険者資格を一時喪失させていたことがうかがえる。

また、オンライン記録において、当該期間のうち、昭和 40 年 1 月 11 日から同年 1 月 22 日までの期間において、A社と同じ市内に所在するD社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。なお、申立人は、「D社に勤務していたのは、昭和 36 年頃のことで、申立期間①ではなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和39年7月1日に資格を喪失し、その後、資格を再取得している者が3名確認できるところ、このうち1名は、「私は、A社を一旦辞めることなく継続して勤務していた。」と供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和39年7月1日、資格の再取得日が40年1月26日と記載され、オンライン記録と一致する上、遡及して訂正するなどの不自然な記録も確認できない。

申立期間②及び③について、申立人は、昭和50年8月15日にB社に入社し、その後継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立期間②及び③においてB社に係る厚生年金保険被保険者の記録がある同僚15名に文書照会したところ、10名から回答があり、申立期間②については、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述は得られなかった。

また、申立期間③については、上記の15名のうち、3名の回答から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは認められるものの、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の欠落した期間のある同僚が2名確認できる。

さらに、申立人は、「B社が勝手に加入手続を行った。」と供述しているものの、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②及び③のうちのほとんどの期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社の事業主は、「当時の記録が無く、申立期間②及び③における申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7297

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月26日から28年7月25日まで  
私は、昭和27年7月25日にA社を退職した後、B社会保険事務所（当時）へ行った際に、窓口の人から保険料を1年分前納する制度があることを聞き、後日現金を持参し、窓口で納付した。しかし、ねんきん定期便では納付した記録が反映されていない。当時の資料は残っていないが、納めた保険料は厚生年金保険料であったと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後にB社会保険事務所へ行った際、厚生年金保険料の前納制度があることを聞き、後日1年分の保険料を納付し、受領書をもらったと主張している。

しかし、日本年金機構に対し、申立期間当時において、申立人が厚生年金保険の任意加入制度の対象者に該当するかについて照会したところ、同機構は、「申立期間当時には、既に第4種被保険者の制度があったが、加入対象者は、昭和29年5月1日時点で現に50歳に達している者のみであった。また、労働者年金保険にも任意加入制度があったが、加入時に被保険者期間が14年以上20年未満の者が対象となっていた。申立人の年齢及び申立期間当時における被保険者加入歴から判断すると、申立人はいずれの制度の対象者にも該当しない。」と回答している。

また、申立人は、申立人がB社会保険事務所で納付したとする厚生年金保険料の受領書は所持しておらず、ほかに納付の事実を証明する資料は無いと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 17 日から 46 年 4 月 21 日まで  
② 昭和 46 年 6 月 7 日から同年 6 月 16 日まで  
③ 昭和 46 年 10 月 4 日から同年 10 月 26 日まで  
④ 昭和 47 年 9 月 18 日から 48 年 5 月 27 日まで  
⑤ 昭和 48 年 7 月 25 日から同年 8 月 5 日まで

私は、平成 20 年 7 月頃にねんきん特別便を確認した際、申立期間①から⑤までの厚生年金保険被保険者記録が既に脱退手当金として支給済みであることとなっていた。

しかし、年金の大切さは両親からずっと聞かされていたので、脱退手当金の受給記録には納得できない。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、事務手続に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間が別番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 48 年 8 月から、夫が厚生年金保険の被保険者となる 50 年 7 月まで、申立人は、国民年金の強制加入対象者であるにもかかわらず加入していない

ことから、年金への意識が高いとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 47 年 10 月 1 日頃に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 13 年 6 月末日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の元事業主の妻及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に C 社から A 社に転職した申立人と同じ D 職であった 2 名の同僚は、申立人と同社に入社した時期はそれぞれ異なっているものの、同社に入社後の一定期間は厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、上記同僚のうち、A 社に昭和 47 年 2 月頃入社したとする同僚は、申立人と同じ 50 年 5 月 1 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、「国民年金から厚生年金保険への切替えについての経緯は分からない。」と供述し、49 年 8 月頃同社に入社したとする同僚は、同年 11 月 10 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、「給与担当者から、これから国民年金から厚生年金保険に切り替わる、と言われた。」と供述している。

さらに、A 社の現在の事業主は、「確認できる資料は保管していないため、申立期間に係る申立人の記録については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月に A 社の事業主に誘われて同社の子会社である B 社に入社し、3 年間勤務した。同社の従業員の厚生年金保険は A 社が加入手続を行っていたが、私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 46 年 2 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社を、昭和 47 年 7 月頃に退職したとする同僚及び同年 11 月頃に退職したとする同僚は、「私は申立人より先に退職したが、私が勤務していた期間に申立人の勤務形態などの変更は無かった。」と述べている。

しかし、A 社は、昭和 47 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降は適用事業所となっていないことが確認できる上、B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 46 年 11 月頃又は 47 年 11 月頃に撮影されたとする写真に、申立人と共に上記同僚が写っているが、当該同僚の資格喪失日は 46 年 5 月 1 日となっており、撮影されたとする時期において厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人及び複数の同僚は、A 社の事業主は既に死亡したと供述していることから、当時の状況を確認することができない上、申立人が所持する写真に写っている同社の従業員及び同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人の申立期間における保険料控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで  
私は、昭和 52 年 10 月 3 日から同年 11 月 30 日まで A 社に勤務していた。同社から同年 10 月分、同年 11 月分及び同年 12 月分の 3 回、給与の支払があったが、その時の給与明細書を見ると、3 回とも厚生年金保険料を控除されている。しかしながら、ねんきん定期便で確認したところ、同年 10 月の被保険者記録しか無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの A 社の給与明細書から、申立人が同社に勤務した約 2 か月分の給与が 3 回支給されており、その都度、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

また、申立人が所持する給与明細書に記載されている基本給から勤務日数を逆算すると、昭和 52 年 11 月 15 日の給与締め日以降の勤務日数は 8 日分となり、同年 11 月 30 日まで勤務していたとは言い難い上、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は、同年 11 月 29 日となっている。

これらのことから、申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年11月30日であり、同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月頃から 42 年 12 月頃まで

私は、20 歳の時に、学校を中退し、当時父が所有していた船舶 A に船員として D 港から乗船した。最初の漁は昭和 41 年 11 月頃の寒い時期であり、出漁期間は一週間程度であったことをよく覚えている。その後、に遭った海難事故で船員手帳等の資料は残っていないが、申立期間に船舶 A に乗船していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人を記憶している複数の同僚の証言から、申立人が船舶 A に乗船していたことはうかがえる。

しかし、昭和 51 年 10 月 1 日に船舶 A の船舶所有者となった申立人は、「昭和 50 年に遭った海難事故により、当時の資料が一切無くなってしまった。」と述べている上、当時、同船舶の所有者であった申立人の父（C 氏）も既に死亡していることから、申立期間における船員保険料控除について確認することができない。

また、C 氏の所有する船舶（船舶 A 及び船舶 B）に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の同船舶における資格取得日は、昭和 43 年 1 月 25 日であることが確認できるが、当該資格取得日は、申立人に係る船員保険被保険者台帳に記載された C 氏の所有する船舶での船員保険被保険者資格の取得日と一致する上、オンライン記録とも一致する。

さらに、上記同僚からも、申立期間における申立人の船員保険料控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当た

らない。

このほか、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月頃から 45 年 4 月頃まで  
② 昭和 45 年 4 月頃から 46 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①において、夜間大学に通いながら、A社B支社でC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、昭和 45 年 4 月頃から 48 年 4 月 19 日までの期間において、D社でE職として勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、夜間大学に通いながら、A社B支社で勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A社B支社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない上、A社は、「昭和 40 年代の支社及び支部に関する資料は残っていないため、B支社又はB支部があったかは不明である。」と回答している。

さらに、A社は、「入社後、まず嘱託として働いて、その後一定期間を経過してから社会保険に加入させていたようだ。」と回答している上、複数の同僚は、数箇月の試用期間があり、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違すると供述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社から、「申立人が勤務したとするA社B支社が所在したとするF町周辺地域の支社の社会保険事務を行っていたのは、同社G支社の

可能性がある。」との回答が得られ、申立期間当時に同社G支社において被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない上、同社G支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚及びD社において被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚から、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

また、複数の同僚は、その記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違すると供述していることから、D社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、D社は、昭和45年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、後に再建されたH社は、46年6月1日に新規適用事業所となっていることから、申立期間②のうち45年10月31日から46年6月1日までの期間は、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、複数の同僚は、「D社が倒産してから再建されるまでの間は、会社は存在しなかった。」、「会社が倒産して、雇用保険をもらっていた。」と供述している上、同僚の1名は、申立期間②のうち、昭和45年11月から46年5月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録上確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月7日から24年5月10日まで  
私は、A社（現在は、B社）に昭和23年12月7日から53年8月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した常用C職労働者証台帳及び申立人が同社から受け取ったとして提出したC職労働者年金登録申告書（控）から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和24年5月10日に雇用保険被保険者資格を取得し、53年8月31日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、B社は、「申立人が在籍していたD支店（後のE社D支店）は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同支店の資料は常用C職労働者証台帳以外保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚に文書照会を行い、6名から回答を得たが、うち2名は、「入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は相違している。」と述べている。

加えて、B社が保管するE社D支店に係る常用C職労働者使用届及び常用C職労働者証台帳に記載された申立人を含む32名の雇入日の記録と同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日を照合したところ、同社の厚生年金保険の新規適用日（昭和 23 年 4 月 1 日）と同日に資格を取得した者は 9 名（うち新規適用日より前に雇入れされていた者は 8 名）、雇入日と同日に同資格を取得している者は 7 名、雇入日から 6 か月以内に同資格を取得した者は 13 名、雇入日から 1 年以上経過して同資格を取得した者は 3 名であることが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 22 日から同年 9 月頃まで  
② 昭和 59 年 2 月頃から同年 3 月頃まで

私は、申立期間①において、A社（現在は、B社）C店でD職をしていた。また、申立期間②においてはE社（現在は、F社）に勤務し、G社H工場内のI部署で、J職をしていた。それぞれの期間の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する人事記録から、当該期間のうち、昭和 56 年 5 月 22 日から同年 6 月 3 日までの期間は、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「A社では、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はE社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人は同僚の名前を覚えていないことから、同僚から証言を得ることができない上、F社及びE社から分社したK社は、「当該期間の記録が残っていないため、申立人がE社に勤務していたかは不明。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態を確認することがで

きない。

また、E社はL健康保険組合に加入していたが、同健康保険組合は、「当該期間以前からの記録は残っているが、申立人に係る被保険者記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 45 年 5 月 30 日まで  
年金事務所で説明を聞き、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人を含め2名に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人以外の1名は、申立人の姉であるところ、同人は、「事業所が脱退手当金の請求手続きをしたと思う。」と回答している。

また、申立人及びその姉は、厚生年金保険被保険者資格を同日に喪失し、脱退手当金が支給決定されたこととされている日も同日であることを踏まえると、事業主が脱退手当金の代理請求を行ったと考えるのが自然である。

さらに、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7307

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで  
専門学校を卒業した直後の昭和 43 年 4 月 1 日に A 社に入社し、B 部において C 業務を担当する正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の勤務状況についての記憶から、申立人が、申立期間のうちの一部期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、A 社 B 部に在籍し、C 業務を担当した同僚が、同社 B 部で同業務を担当した者として氏名を挙げた 2 名は、同社において厚生年金保険の被保険者になっていないことから、当時、同業務を担当する全ての者が厚生年金保険に加入していたわけではないと考えられる。

また、A 社は、申立期間の途中の昭和 46 年 7 月 1 日に D 基金に加入しているが、申立人に係る同基金における加入員記録は無い。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が上司であったと供述する者は「申立人についての記憶は明確でない。」と供述しており、元事業主に照会したものの回答が得られない上、A 社は既に事業を廃止し、昭和 49 年 1 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7308

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から40年8月まで

私は、A社に入社し、B業務を行っていた。東京オリンピックまで経営は順調であったが、それ以降受注減となり倒産した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶、当時の写真及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、申立人の主張する事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、上記の複数の同僚は、A社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、申立人は、事業主の姓名を記憶しているものの、生年月日が不明なため特定することができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月頃から 46 年 9 月頃まで  
② 昭和 46 年 10 月頃から 47 年 5 月頃まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）に、申立期間②はC社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、それぞれの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年4月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては、適用事業所となっていないことが確認できるとともに、厚生年金保険法によると、同社の行う業務等の事業は厚生年金保険の非適用業種であり、厚生年金保険への加入は任意であるところ、B社から、「当時、A社は個人経営で、厚生年金保険の加入は任意であり、加入していなかった。」との回答を得ている。

また、上記同僚及び申立人が記憶する同僚は、オンライン記録によると、当該期間においては、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人の記憶するC社の所在地と、同社に係る履歴事項全部証明書に記載されている所在地が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間におい

て厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人の勤務形態及び保険料控除に係る供述を得ることができない。

また、C社から、「当時の資料が無く、申立人の在籍については不明である。」との回答を得ており、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 7 月 10 日まで  
② 昭和 31 年 8 月 23 日から 33 年 4 月 26 日まで  
③ 昭和 34 年 3 月 2 日から 36 年 9 月 4 日まで  
④ 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 31 日まで  
⑤ 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 7 日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 42 年 1 月 23 日の約 1 か月半前の 41 年 12 月 6 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているとともに、申立人の申立期間に係る最終事業所である A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 11 日から 33 年 6 月 11 日まで  
夫の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間が昭和 32 年 5 月 1 日から同年 6 月 11 日までの期間となっている。夫から同社に 1 年程度は勤務していたと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫から、A社に 1 年程度は勤務していたと聞いている。」と述べている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に対して申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、申立人は既に死亡しており、本人から当時の状況について聴取することができず、また、申立人の妻も、申立期間当時は婚姻前であり、申立人の勤務形態及び同僚等の氏名については不明であるとしているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人が昭和 32 年 5 月 1 日に資格取得し、同年 6 月 11 日に資格喪失をした記録しか見当たらず、厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) の資格喪失日の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7312

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃から 32 年 6 月頃まで

私は、昭和 28 年 4 月頃、A社B支社にC職として入社し、32 年 6 月頃まで在籍したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。31 年 3 月にD 県に転居し、同社E支社に在籍したが、同年 5 月に体調を崩してF 県に戻り、同年 11 月及び 32 年 1 月に手術し療養した。その期間仕事はしていなかったが、同社の主任の尽力で入院費及び療養費は一切払わずに済んだことから在籍はしていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、C職は、昭和 36 年 3 月までは厚生年金保険に加入させていなかったと回答している上、申立期間当時、同社B支社の社会保険業務担当だった者は、申立期間当時、C職は健康保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった旨供述している。

また、A社B支社は、昭和 31 年 10 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、28 年 4 月頃から 31 年 10 月 15 日までの期間は、適用事業所となっていない上、同社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同支社が厚生年金保険の適用事業所となった同日から 32 年 6 月 30 日までの期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録において、A社E支社の適用事業所としての記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。